

各分野の会議体とのつながり

	会議の種類	会議名	設置根拠	支援対象エリア	会議目的・機能	主催者、メンバー	開催頻度、所要時間
1 生活困窮（自立相談）分野	①個別の支援	支援調整会議			生活困窮者支援プラン策定	自立相談支援機関	毎月1回、2時間
	②情報共有・連携・集約	総合相談連絡会			保健福祉センター内外の相談窓口各機関。顔の見える関係づくり。	自立相談支援機関	毎月1回、1時間
	③施策検討	多機関協働推進委員会専門部会(生活困窮)	要綱	全市	生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の進捗。課題解決策検討。	芦屋市地域福祉課	年1回、2時間
2 権利擁護（虐待・児童虐待除く）	①個別の支援	虐待対応ケース会議			虐待ケースの個別支援の評価、支援方針の検討等	(高齢者虐待)高齢介護課、(地域福祉課)、高齢者生活支援センター、権利擁護支援センター (障がい者虐待)障がい福祉課、(地域福祉課)、障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センター	ケースにより適宜
	②情報共有・連携・集約	システム改善・資源開発検討会議(縦レビュー会議)			全ケースを俯瞰し、現在のシステムや資源等に関する課題抽出や改善方針の検討等	高齢介護課、障がい福祉課、地域福祉課、高齢者生活支援センター、高齢者生活支援センター(基幹的業務担当)、障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センター	年1回、3時間程度
	②情報共有・連携・集約	ケースレビュー会議(横レビュー会議)			通報事案の進捗状況の管理と共有	(高齢者虐待)高齢介護課、地域福祉課、高齢者生活支援センター、権利擁護支援センター (障がい者虐待)障がい福祉課、地域福祉課、障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センター	(高齢者)1包括年2回、2時間程度 (障がい)年3回、2時間程度
	③施策検討	権利擁護支援システム推進委員会	要綱	全市	・高齢者、障がい者の虐待その他の権利侵害の防止策 ・高齢者、障がい者の権利を守るための支援策 ・権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システムの推進と検討等	【主催】地域福祉課 【メンバー】学識、司法、医師会、健康福祉事務所、地域包括支援センター運営協議会、自立支援協議会、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、ケアマネジャー友の会、シルバー人材センター、市民委員、行政	年2回、2時間程度
2 障がい分野	①個別の支援	個別支援会議(サービス担当者会議)			【機能】個人の課題を解決するため、個別支援計画、支援体制の役割分担を調整・地域課題の確認	【主催】相談員(計画、一般相談、基幹相談等) 【メンバー】相談員、各関係機関、その他必要とされる人(本人、家族、行政等)	【開催頻度】適宜開催 【所要時間】60分程度
	③施策検討	自立支援協議会実務者会	法律要綱		【機能】課題集約・共有、サービス基盤の整備、相談機能の評価	【主催・事務局】芦屋市(障がい福祉課) 【メンバー】当事者・家族団体、学識経験者、教育関係者、福祉事業所関係者、相談関係者(一般相談、基幹相談、就労、権利擁護)、行政機関、地域関係者等	【開催頻度】年3回 【所要時間】120分
	③施策検討	医療的ケア児支援協議会	法律要綱		【機能】課題・支援策の意見交換や情報共有	【主催・事務局】芦屋市(こども政策課) 【メンバー】当事者・家族団体、医療関係者、教育関係者、行政機関、基幹相談等	【開催頻度】年1回 【所要時間】120分
	③施策検討	障害者雇用・就業支援ネットワーク会議		兵庫県	【機能】課題集約、県自立支援協議会への提言	【主催】兵庫県 【メンバー】行政機関、当事者・家族団体、労働関係者、事業主団体、福祉関係者、教育関係者、地域就労等	【開催頻度】年2回 【所要時間】120分
3 高齢者分野	①個別の支援	地域ケア個別会議(個別ケアミーティング)	介護保険法	生活圏域	【目的】個別ケースにおける支援方針や支援内容の検討 【機能】①個別課題解決機能 ②ネットワーク構築機能 ③地域課題発見機能	【主催】各高齢者生活支援センター(メンバー) 原則として、事例の高齢者にかかわる支援者や今後かわる見込みのある関係者で構成	【開催頻度】適宜開催 【所要時間】60分から120分程度
	①個別の支援	支援者会議		生活圏域	【目的】個別ケースにおける支援方針や支援内容の検討 【機能】①個別課題解決機能 ②ネットワーク構築機能	【主催】不問 【メンバー】原則として、事例の高齢者にかかわる支援者や今後かわる見込みのある関係者で構成(インフォーマルサポートを除く場合が多い)	【開催頻度】適宜開催 【所要時間】60分から120分程度
	②情報共有・連携・集約	高齢者生活支援センター連絡会		全市	【目的】過去1か月間の活動報告・共有、課題抽出	【主催】芦屋市 【メンバー】行政、センター職員	【開催頻度】1回/月 【所要時間】90～120分程度
	②情報共有・連携・集約	高齢者・障がいのある人における支援対応連絡会		全市	【目的】高齢者および障がいのある人の対応にかかる行政と警察の連携強化を目的として当連絡会を開催するもの	【主催】芦屋市 【メンバー】行政、芦屋警察、センター職員(随時)	【開催頻度】1回/月 【所要時間】60から90分程度
	③施策検討	地域ケアミーティング(地域ケア推進会議)	介護保険法	全市	【目的】開催された個別ケアミーティングから地域の共通課題を抽出し、4センターで協働する取組を検討する	【主催】精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当 【メンバー】行政、センター職員、地域支え合い推進員、社協地区担当者	【開催頻度】1回/年 【所要時間】120～180分
③施策検討	地域包括支援センター運営協議会	法規則要綱	全市	【目的】芦屋市地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため	【主催】芦屋市 【メンバー】学識経験者1人、組織代表者8人、公募委員2人、市職員1人	【開催頻度】2回/年 【所要時間】120分	
4 子ども分野	①個別の支援	要保護児童地域対策協議会 個別ケース会議	法律要綱	全市	個別ケース検討会議は、要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するため、下記の事項を所掌する。 ・個別の要保護児童等の状況把握及び問題点の確認 ・支援方針の確立及び役割分担の決定 ・支援の経過報告及びその評価 ・その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項	【主催】こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当) 【メンバー】市関係課及び各学校園、その他児童の福祉関係者のうち市長が指名するもの	年626回、ケースによる(学校園の聞き取りは1児童につき1回とカウントしているため回数が多くなっています。)
	②情報共有・連携・集約	要保護児童地域対策協議会 実務者会	法律要綱	全市	実務者会議は、実際に活動する実務者の知識及び経験を要保護児童等に対する支援の内容に反映させるため、下記の事項を所掌する。 ・要保護児童等の実態把握及び情報交換 ・支援を行っている事例の総合的な検討 ・要保護児童等の対策を推進するための研修及び啓発活動 ・協議会の年間活動方針の策定 ・その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項	【主催】こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当) 【メンバー】医師会、歯科医師会、健康福祉事務所、西宮こども家庭センター、警察署、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、西宮人権擁護委員協議会芦屋部会、市立芦屋病院、教育委員会学校教育部・社会教育部、市関係課、その他児童の福祉関係者のうち市長が指名するもの	年3回、2時間程度
	③施策検討	要保護児童地域対策協議会 代表者会	法律要綱	全市	「要保護児童」「要支援児童」「特定妊婦」に関する問題について、関係機関等が適切な連携の下、対象者を早期発見し、適切な連携のもとで対応・支援を図るため協議を行う。協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議がある。 代表者会議は、関係機関等の円滑な連携を確保するため、下記の事項を所掌する。 ・要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討 ・協議会の活動状況の評価及び運営方針の協議 ・その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項	【主催】こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当) 【メンバー】協議会会長が選定する下記の関係機関等の代表者 医師会、歯科医師会、健康福祉事務所、西宮こども家庭センター、警察署、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、西宮人権擁護委員協議会芦屋部会、市立芦屋病院、教育委員会学校教育部・社会教育部、市関係課、その他児童の福祉関係者のうち市長が指名するもの	年1回、2時間程度
5 教育分野	②情報共有・連携・集約	芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会	規約	全校	本市における生徒指導・不登校の状況・対策に関する情報交換及び協議	【主催】学校支援課 【メンバー】芦屋国際中等教育学校を含む各学校の担当教員、代表校長、阪神教育事務所学校問題サポートチーム、芦屋警察署生活安全課、西宮少年サポートセンター、子ども家庭・保健センター、青少年愛護センター等	月1回、1時間半程度
	②情報共有・連携・集約	芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会	要綱	全校	本市における帰国・外国人児童生徒に対する望ましい教育のあり方について、関係者の意見を聴取し、本市の実態に応じた組織的な支援体制を構築するため	【主催】学校支援課 【メンバー】学識経験者、学校教育関係者、地域支援団体関係者、行政関係者	年2回、2時間程度